

町長室から 工藤 秀一

11月25日に任期を迎えられる民生委員児童委員の退任式がありました。退任される民生委員児童委員の皆さんには、ねぎらいの気持ちを込め挨拶をいたしました。民生委員児童委員の皆さんは、ボランティア活動をはじめ、一人暮らしの世帯の訪問、老人、心身障がい者世帯の実態把握、地域福祉活動など幅広く多様な活動をされています。また、子供たちの交通安全等の見守り、児童生徒からの相談にも応じていただいています。

山都町には、民生委員児童委員の皆さんのように、地域社会の生活課題や福祉課題に対して、住民に寄り添っていただいている方や環境保全活動などを自主的にされています。このような、町を愛する

細やかな活動が、福祉の向上のみならず、この町の品格につながっていくと確信しています。

自然環境にしましても、食にしましても、また人情という点におきましても、山都町には都会では得られない真の豊かさがあります。機会あるごとに、この町の特徴あるすばらしい面を大いにアピールし、定住促進を図っていくこととします。



やまトークで町政報告をする工藤町長

YOU&YOU通信

Vol.79

*平成26年1月

交流会ご案内*

年明けて第1回目の交流会は、日帰り交流会を予定しています。藍染工房にてハンカチ・バンダナの藍染め体験を行います。体験物は、いつも女性に好評をいただいています。体験後は、「カフェパティ〜」にて、ほっこりしませんか??フリートークの時間もありますよ。

町内の独身男性・女性大歓迎です!!お気軽にお問合せください!!

町内の女性

参加しませんか??

YOU&YOUでは、町内の男性はもちろん女性の参加者も募集しています。最近では、町内の女性でご家族の勧めや本人の申し込みにより参加され、結婚されたカップルも増えています。

参加されるまでは、ちょっと勇気がいるかもしれませんが、一度参加いただければきっと楽しんでいただけます!

女性事務局が全力でサポートしますので、お気軽にご相談ください。

結婚相談員です!!



興梠 桃子さん
(今)
TEL 83-0524

今年も交流会を通して数組が成婚され嬉しく思います。ここ数年いろいろな場所で婚活が行われていますが、地元での婚活は是非とも参加してみたいかがでしょうか。自分一人では上手くいかないと思われる方、まずは気軽な気持ちで登録・参加してみませんか?

問い合わせ先

YOU&YOU事務局

(役場 総務課) 成瀬・吉田

【専用電話】

090-9565-9589

【専用アドレスPC】

marriage.support@town.kumamoto-yamato.lg.jp

【専用アドレス携帯】

you_and_you@docomo.ne.jp

防災・減災のための個人町県民税の均等割額の引き上げについて

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人町民税及び個人県民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されます。

この増額分は、避難所等、防災拠点や防災設備の整備などの防災・減災事業を実施するための財源に充てられます。みなさまのご理解をお願いします。

	平成25年度まで		平成26年度から平成35年度
	現行(年額)	⇒	増額後(年額)
町民税の均等割額	3,000円		3,500円
県民税の均等割額	1,500円		2,000円
合計額	4,500円		5,500円

※県民税の均等割額には、水と緑の森づくり税が含まれています。

復興特別所得税に関するお知らせ

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「個人の方に係る復興特別所得税のあらまし」をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

熊本東税務署(電話096-369-5566) ※自動音声案内

公的年金収入のある方の確定申告について

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合であっても、

- ①所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ②住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

熊本東税務署(電話096-369-5566) ※自動音声案内

電子証明書の更新手続きはお済みですか

電子証明書とは、国税電子申告・納税システム(e-Tax)及び地方税ポータルシステム(eLTAX)をはじめとしたインターネットを利用して行政手続を行う際に、本人確認の役割を果たすものです。

有効期限は発行日から3年です。期限間近の方や既に期限を過ぎている方については、窓口での更新手続きが必要です。

詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)をご覧ください。山都町役場住民環境課へご相談ください。

※更新手続きには本人確認書類のほか、発行手数料が必要です。

山都町役場 住民環境課 戸籍住民係(電話72-1172)